

「高所作業車運転技能講習」長野会場のご案内

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第15号(就業制限に係る業務)により、高所作業車運転技能講習修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により高所作業車運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

1. 技能講習の日時 受付 午前7時45分～ 開講 午前8時

講習会日時(2日間)	締切日	講習会日時(2日間)	締切日
令和7年 4月 3日～4日	3月19日	令和7年 10月 20日～21日	10月3日
5月 7日～8日	4月18日	11月 19日～20日	11月5日
6月 10日～11日	5月27日	12月 11日～12日	11月27日
7月 3日～4日	6月19日	令和8年 1月 15日～16日	12月25日
8月 5日～6日	7月22日	2月 5日～6日	1月22日
9月 16日～17日	9月1日	3月 17日～18日	3月3日

2. 技能講習の場所

学科及び (一社) 中部労働技能教習センター 長野会場
 実技講習 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL 026-278-9255

3. 受講料等及び受講資格

受講料・教材費は消費税込(消費税10%)、カッコ内は消費税額です。

コース別	受講資格等	所要時間	学科時間	実技時間	受講料	教材費
第1コース	① 移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ② 小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ※ ①・②のいずれかに該当	2日	6時間	6時間	38,500円 (3,500円)	2,200円 (200円)
第2コース	① 大型特殊自動車、大型・中型・準中型又は普通自動車免許をお持ちの方 ② フォークリフト・ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械(整地等)・(解体用)・(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ※ ①・②のいずれかに該当	2日	8時間	6時間	39,600円 (3,600円)	2,200円 (200円)

4. 受講受付定員

30名 (定員に達し次第締め切ります。)

5. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に下記書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 電話:0269-22-2255 FAX:0269-23-0729)

申込書は郵送、受講料・教材費は振込でも受け付けます。(振込先:八十二銀行中野支店 普通預金 381906)

- ① 写真1枚(縦 3cm × 横 2.5cm) を申込書に貼付して下さい。
 - ◆申請前6ヶ月以内のもの ◆写真専用紙のもの
 - ◆正面、脱帽、上三分身、背景無地 ◆裏面に氏名、撮影年月日、受講種目名を記入
- ② 受講申込書に該当する免許証の写しや修了証の写しを添付してください。
- ③ 受講料・教材費
- ④ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
- ⑤ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

6. 当日の持参品

【学 科】 筆記用具 受講票 昼食

【実 技】 作業着 安全な靴 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参) 長めの靴下(ズボンの裾を入れる) 墜落制止用器具(安全帯) 印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可) 昼食

7. 受講にあたっての注意事項

- ・全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合には、理由の如何を問わず講習時間が不足するため受講できません。
- ・講習開始後に受講することを辞退された場合には受講料金の返金はありません。
- ・迷惑行為等、講習に支障が生ずる行為があった場合には、お帰りいただくとともに不合格となります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

- ・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。
 - ※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。
 - 申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。
 - ※ 支給申請には条件等が定められています。
 - また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

- ・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。